

介護報酬不正受給問題 神戸市が 55 万円返還請求へ

2001年 08月 28日 (火) 神戸新聞

わが国の高齢者介護は、1963年に老人福祉法が制定された以降、70年代の老人医療費の無料化、80年代の老人保健法の制定、90年代の福祉8法の改正・ゴールドプランの制定などを実施してきました。

2000年4月から実施された介護保険制度は、措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、わが国の高齢者介護の歴史においても時代を画す改革であり、介護保険制度の導入によって高齢者介護のあり方は大きく変容しつつある。

わが国の平均寿命は世界でも最高水準となった。

高齢期は今や誰もが迎えると言ってよい時代となっており、また、高齢者となってからの人生も長い。その長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても社会にとっても極めて大きな課題となっている。

人生の最期まで、個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むものである。このことは、介護が必要となった場合でも同じである。

そうした思いに応えるためには、自分の人生を自分で決め、また、周囲からも個人として尊重される社会、すなわち、尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築していくことが必要である。

また、高齢者介護においても、日常生活における身体的な自立の支援だけでなく、精神的な自立を維持し、高齢者自身が尊厳を保つことができるようなサービスが提供される必要がある。

介護保険は、高齢者が介護を必要とすることとなっても、自分の持てる力を活用して自立して生活することを支援する「自立支援」を目指すものであるが、その根底にあるのは「尊厳の保持」である。

今、私たちの直面する高齢者介護の課題をとりあげたい。

神戸市中央区のNPO法人「グッドライフ兵庫」（三戸加代理事長）が、介護保険の対象ではない訪問理・美容で不正に介護報酬を受け取っていたことが、二十七日までの県の調査で明らかになった。

不正受給額は約五十五万円に上り、保険者である神戸市は法人に対して返還請求する方針。調査によると、この法人はヘルパー資格を持つ理美容師を高齢者宅に派遣し、「身体介護」の名目でカットやパーマを行っていた。理美容師の派遣は今年一月から四月までに八十二回に及び、計五十五万二千円の介護報酬を受給していた。

同法人は、八月一日付で訪問介護事業者の廃業を県に届け出ている。

介護保険では、洗髪や髪の手入れなどを身体介護として位置付けているが、たいていは食事や排せつの介助、入浴などと組み合わせて提供される。

しかし、同法人はそうした介助をしていなかった。

神戸新聞社の取材に対して同法人のスタッフは「介護の指示はなく、いわゆる身体介護は一度もしていない」と証言している。

厚生労働省は「カットやパーマに伴う洗髪などは、身体介護には当たらない」としており、県は今回のケースを介護保険の適用外と判断。県の調査結果を受けて、同法人に介護報酬を支払った保険者である神戸市は「不正受給分の返還を請求する」と話している。